

## 三重の木づかい条例の改正について

令和3年6月29日  
農林水産部

### 1 現行条例について

「三重の木づかい条例」は、令和3年3月、県民及び事業者の参加の下、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資するとともに、県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与することを目的として制定されました。

### 2 改正について

(背景)

「三重の木づかい条例」において引用している「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(公共建築物等木材利用促進法)の一部改正法が、令和3年6月11日に国会で可決・成立し、同年10月1日に施行されることとなりました。法改正により、法律名の改正や条ずれ等が生じることから、「三重の木づかい条例」についても、引用している部分の形式的な改正が必要となります。

(改正内容)

別紙 三重の木づかい条例改正(案)のとおり

(施行期日)

公布の日から施行

### 3 スケジュール

令和3年9月 令和3年9月定例会に条例改正の議案を提出します。



## 三重の木づかい条例改正(案)

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 森林の有する多面的機能 森林の有する県土の保全、水源の<sup>かん</sup>涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。</p> <p>四 公共建築物 <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>(平成二十二年法律第三十六号。以下「<u>建築物等木材利用促進法</u>」という。) <u>第二条第二項</u>に規定する公共建築物をいう。</p> <p>五～九 (略)</p> <p>(県と市町との協働)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 森林の有する多面的機能 森林の有する県土の保全、水源の<sup>かん</sup>養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。</p> <p>四 公共建築物 <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>(平成二十二年法律第三十六号。以下「<u>公共建築物等木材利用促進法</u>」という。) <u>第二条第一項</u>に規定する公共建築物をいう。</p> <p>五～九 (略)</p> <p>(県と市町との協働)</p>
<p>第十一条 県は、市町が木材利用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに<u>建築物等木材利用促進法第五条</u>に規定する責務を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、木材利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するとともに、その整備する公共建築物等において木材利用に積極的に努めることを求めるものとする。</p>	<p>第十一条 県は、市町が木材利用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに<u>公共建築物等木材利用促進法第四条</u>に規定する責務を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、木材利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するとともに、その整備する公共建築物等において木材利用に積極的に努めることを求めるものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>第十二条 知事は、木材利用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、木材利用方針を定めるものとする。この場合において、木材利用方針は、<u>建築物等木材利用促進法第十一条第一項</u>に規定する県の区域内の<u>建築物</u>における木材の利用の促進に関する方針として定めるも</p>	<p>2 (略)</p> <p>第十二条 知事は、木材利用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、木材利用方針を定めるものとする。この場合において、木材利用方針は、<u>公共建築物等木材利用促進法第八条第一項</u>に規定する県の区域内の<u>公共建築物</u>における木材の利用の促進に関する方針として定</p>

<p>のとする。</p> <p>2 前項の木材利用方針（以下単に「木材利用方針」という。）においては、<u>建築物等木材利用促進法第十一条第二項</u>に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 木材利用方針において定める<u>建築物等木材利用促進法第十一条第二項第二号</u>の目標については、定量的に定めるよう努めなければならない。</p> <p>5・6 （略）</p>	<p>めるものとする。</p> <p>2 前項の木材利用方針（以下単に「木材利用方針」という。）においては、<u>公共建築物等木材利用促進法第八条第二項</u>に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 木材利用方針において定める<u>公共建築物等木材利用促進法第八条第二項第二号</u>の目標については、定量的に定めるよう努めなければならない。</p> <p>5・6 （略）</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。